住民監査請求
監査結果について

第1　監査の請求

1　請求人

芦屋町幸町　NPO法人ニューオンブズマン　理事長　久野芳幸

2　請求書の提出

平成23年8月18日

3　請求の内容

芦屋町職員措置請求書に記載された請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

（1）要旨（※原文のとおり）

①売却価格が不動産鑑定による価格に比べて不当に格安である。いわゆる「投げ売り」である。

②第2回公売金額の算定方法として、予定施設費用、約52、900、000円を第1回目の売却価格から控除しているが、財団法人芦屋町開発公社という組織があるのであるから、町は自前で下水・側溝・水道・公園緑地の予定施設の整備を行い、宅地区画とし販売することができた筈である。町はその努力を怠っており、いわゆる「まる投げ」であり、町民に対し、多大なる損失を与えた。

③芦屋町には財団法人芦屋町開発公社という組織があり、構成メンバーは20名、9名の理事の中に副町長、課長がおり、副町長は理事長になっている。また監事は、課長および監査員の2名で構成されている。

他の9名の評議員は係長が役職となっている。浜口・高浜町営住宅の土地売却については、まったく審議がなされておらず、財団法人芦屋町開発公社として機能していない。

④仮に、予定施設を落札業者が整備したとしても、落札業者が戸建宅地の販売価格に予定施設費用を上乗せすればいいものであり、公募の際に町が予め、予定施設費用を見積もり、最低売却価格から控除することは不当である。

⑤芦屋町は不動産鑑定士を1社のみに特別指名しているが広く、本来なら少なくとも学識経験者等も含め広く審議されるべきであった。

⑥土地売却に関しても1社で随時公売（早いもの勝ち）という方式を取ったこと、又、1社が物件1、物件2を落札したことは競争原理が働いていない。

⑦町は土地売却の公募に関して、「広報あしや」に一度だけ掲載し、芦屋町のホームページに掲載するのみであった。

（2）措置請求

町長は、浜口・高浜町営住宅跡地売却に関して、「町による鑑定評価額による評価額」より、不当に格安して売却したことは、町民に対し大きな損害を与えた。その損害額94、400、000円を町に返還するよう請求します。

4　請求の要件審査

本件措置請求については、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め平成23年8月18日にこれを受理した。

第2　監査の実施

1　監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、本件請求にかかる浜口・高浜町営住宅跡地売却が、不当な財産の処分に該当するかどうかを監査対象事項とした。

2　監査対象部局

企画政策課を監査対象とした。平成23年9月15日、地方自治法第199条第8項の規定により企画政策課長に対し事情聴取を行った。その他、適宜、監査対象課職員に対し、補足的な事情聴取を行った。

3　請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成23年9月9日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人が陳述し、芦屋町職員措置請求書に記載された以外に新たな事実説明及び新たな証拠の提出がされた。

4　学識経験者を有する者からの意見聴取

本件土地の売買価格決定に当たり、町の依頼により作成された不動産鑑定評価書（平成22年2月18日付けNO10－1396）の内容について、社団法人福岡県不動産鑑定士協会主催の「不動産相談会」で不動産鑑定士から地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成23年10月3日に意見を聞いた。

第3　監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のとおり決定した。

監査対象事項は、適正な手続きを経て行われた本件土地の売却決定及び処分は、違法または不当とは認められない。このため、本件は不当な財産の処分に当たらず、町に損害が生じているとは認められない。よって、本件措置請求は理由がないものと判断し、請求を棄却する。

※なお、監査結果の全文は町のホームページまたは、役場総務課で見ることができます。

▽問い合わせ　監査事務局

12/5（月）から

役場の担当係へ直接電話できるようになります

12月5日（月）から役場への電話連絡が、直通電話（ダイヤルイン）に変わります。これにより用件の相手先（担当係）に直接電話をかけることができます。担当係が分からない場合は、今までどおり代表電話にかけてください。

また、係には1～5台の電話がありますが、係の電話がすべて話し中の場合は「プー・プー」と音が流れ、つながりません。この場合は、しばらく待ってからかけ直すか、代表電話にかけ直してください。

ただし、代表電話にかけ直した場合は、電話交換手が用件を聞いて担当係に伝え、折り返し担当係から電話をします。

▽問い合わせ　財政課契約管財係

課・係名		直通電話番号	課・係名		直通電話番号
住民課	住民係	093-223-3531	学校教育課	学校教育係	093-223-3547
	保険年金係	093-223-3532	都市整備課	下水道係	093-223-3549
	健康づくり係	093-223-3533		土木係	093-223-3553
税務課	課税係	093-223-3534		建築係	093-223-3561
	納税係	093-223-3535	企画政策課	広報広聴係	093-223-3569
福祉課	高齢・障がい者係	093-223-3536		企画係	093-223-3570
	民生児童係	093-223-3537		総合政策係	093-223-3571
環境住宅課	環境衛生係	093-223-3538	総務課	庶務係	093-223-3572
	交通・公園係	093-223-3539		人事係	093-223-3574
	町営住宅係	093-223-3540		情報電算係	093-223-3575
地域づくり課	商工観光係	093-223-3542	財政課	契約管財係	093-223-3576
	地域振興係	093-223-3543		財政係	093-223-3578
	農林水産係	093-223-3544	議会事務局	事務係	093-223-3579
生涯学習課	社会教育係	093-223-3546	会計課	会計係	093-223-3580

代表電話番号　093（223）0881　代表ファックス番号　093（223）3927

皆さんの見守りで高齢者虐待は防止できます

○社会的問題となっている高齢者虐待

自分の人生を自分で決め、周囲からその意見を尊重されること、つまり人生を尊厳を持って過ごすことは介護の必要の有無にかかわらず、だれもが望むことです。しかし、現実には家族や親族などが高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が問題となっています。

○様々な形態の虐待があります

高齢者虐待は、暴力的な行為（身体的虐待）だけではありません。暴言や無視、嫌がらせ（心理的虐待）、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）や勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）が含まれます。また、中には性的な嫌がらせなど（性的虐待）もあります。

○虐待の原因

家族や親族などがちょっとしたこと、ささいなことと思っていても、積み重なることによって高齢者に大きな影響を与えることがあります。また、ケアの方法が分からないために不適切な対応となって、高齢者のためになると思ってしていることが虐待につながることもあります。

○「もしかして虐待?」と思ったら…

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、すぐ通報することが義務付けられています。高齢者虐待は、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。

あなたの身近な所にも虐待を受けて助けが必要なのに声を上げることができない人がいるかもしれません。少しでもおかしいと思ったら、相談通報窓口へ連絡してください。

▽相談通報窓口　福祉課高齢・障がい者係または、福岡県介護保険広域連合遠賀支部地域包括支援センター（☎293局6745）